

# VI 平成27年度の評価手法等について

## 1 障害児入所施設及び障害児通所支援サービスの評価について

### 重要

障害児通所支援サービス及び障害児入所施設における「主たる利用者の判断」や「一体的評価を行う事業所の判断」及び「旧サービス体系」については、機構が東京都から提供された情報に基づき、事業所一覧を各評価機関に通知すると共に「とうきょう福祉ナビゲーション」の第三者評価ページ内の「評価機関掲示板」に掲載します。

**障害児通所支援サービス及び障害児入所施設の評価を実施する際は、契約する事業所がどのサービス種別にあたるのか等を必ず確認したうえで評価を実施してください。(参照：26財情報第1595号通知、26財情報第1596号通知)**

また、評価実施にあたり何か疑義が生じた場合は、機構に確認したうえで評価を実施してください。

### (1) 障害児入所施設の評価について

#### ① 評価体系

平成24年の児童福祉法等の改正により、障害児支援の強化を目的に、障害種別ごとに分かれた体系から、通所・入所の形態により一元化する新体系への移行が進められています。

障害児入所支援のサービスについて、平成27年度からは、新体系に則した評価を実施するため、福祉型と医療型の体系に分けて事業評価項目の見直しを行いました。

ただし、利用者調査について、利用者像に応じて実施方法が異なるため、サービス種別の体系については、以下のとおり、従来の体系で整理しました。

平成24年4月以降の法令上のサービス名称	平成27年度以降の共通評価項目	【参考】平成26年度までの共通評価項目
福祉型障害児入所施設	福祉型障害児入所施設（旧知的障害児施設）	障害児入所支援（旧知的障害児施設）
福祉型障害児入所施設 【18歳以上の利用者】 施設入所支援＋生活介護等	福祉型障害児入所施設（旧知的障害児施設） [一体的評価]	
福祉型障害児入所施設 【18歳以上の利用者】 施設入所支援＋生活介護等	福祉型障害児入所施設（旧第二種自閉症児施設） [一体的評価]	障害児入所支援（旧第二種自閉症児施設）
福祉型障害児入所施設 【18歳以上の利用者】 施設入所支援＋生活介護等	福祉型障害児入所施設（旧ろうあ児施設） [一体的評価]	障害児入所支援（旧ろうあ児施設）
医療型障害児入所施設 【18歳以上の利用者】 療養介護	医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設） [一体的評価]	障害児入所支援（旧肢体不自由児施設）
医療型障害児入所施設 【18歳以上の利用者】 療養介護	医療型障害児入所施設（旧重症心身障害児施設） [一体的評価]	障害児入所支援（旧重症心身障害児施設）

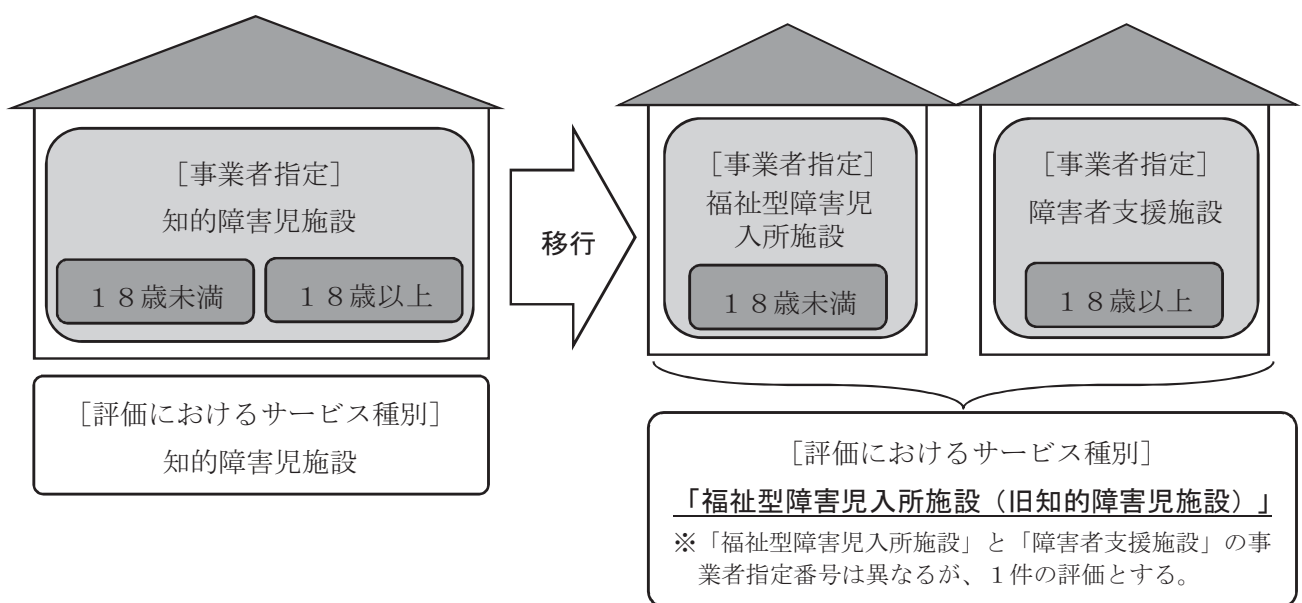
② 経過措置期間（平成29年度末まで）における18歳以上の利用者の取扱い

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、18歳以上の利用者が在籍している場合、経過措置期間終了までは児者一貫した支援が認められているため、各障害児入所施設の評価手法及び共通評価項目により、一体的に評価を実施します。

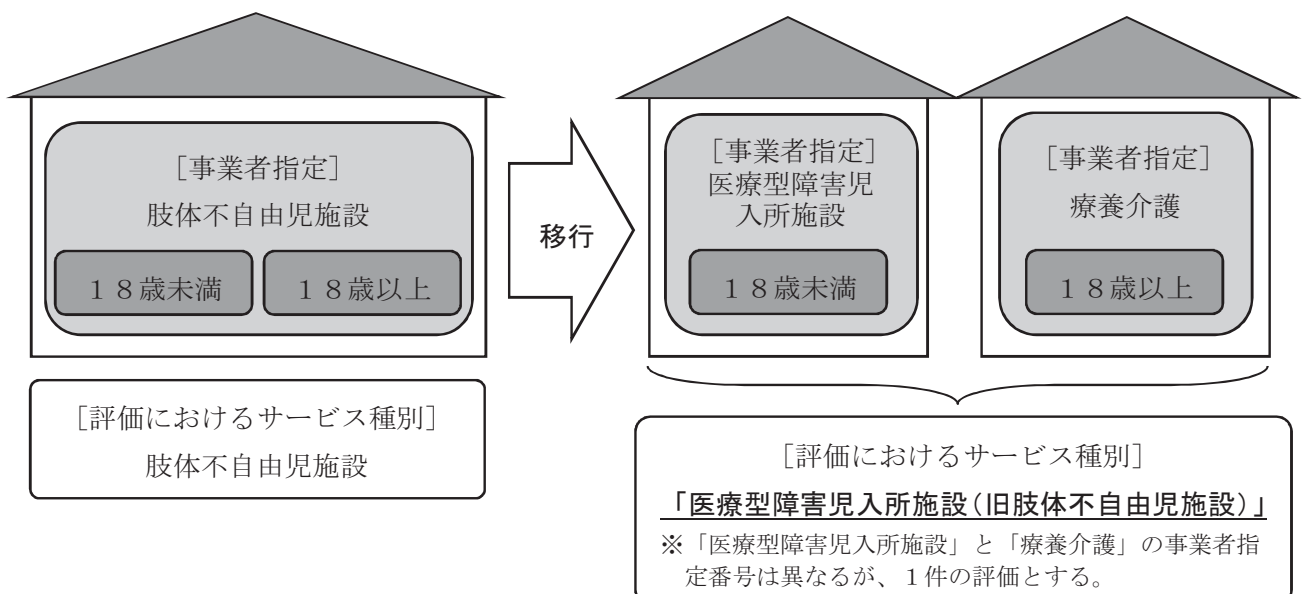
**障害福祉サービス基準適用の経過措置（障害者自立支援法（総合支援法）の指定）**

平成24年3月31日時点で18歳以上が入所している知的障害児施設等については、（中略）自立支援法（総合支援法）の基準を満たさなくても、事業者指定を受けることが可能とする経過措置を設ける。

（例1）福祉型障害児入所施設の一体的評価について



（例2）医療型障害児入所施設の一体的評価について



## (2) 障害児通所支援サービスの評価について

### ① 評価体系

平成24年の児童福祉法改正により、障害種別ごとに分かれていたサービス体系が一元化され、それに伴い、東京都福祉サービス第三者評価においても、平成26年度から新しいサービス体系で評価を実施しています。

平成26年度以降のサービス体系においては、「主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児」である施設か、それ以外の施設かにより、共通評価項目を2パターン用意しています。第三者評価における障害児通所支援の項目体系は下図のとおりです。

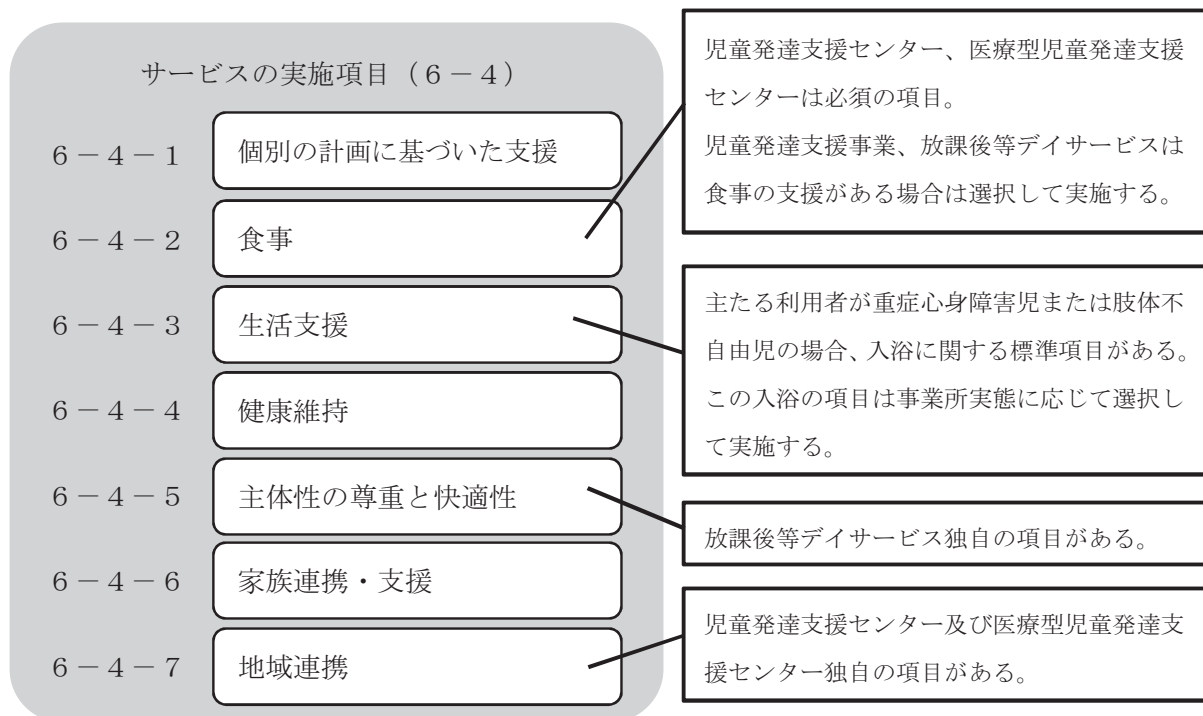
児童福祉法上のサービス体系	平成26年度以降の第三者評価における障害児通所支援のサービス種別
児童発達支援センター	児童発達支援センター
	児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）
医療型児童発達支援センター※1	医療型児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）
児童発達支援事業	児童発達支援事業
	児童発達支援事業（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス
	放課後等デイサービス（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）
多機能型事業所※2	障害児多機能型事業所
	障害児多機能型事業所（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）

※1 「医療型児童発達支援センター」は、主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児のみ。

※2 二つ以上の障害児通所支援サービスを一体的に運営している事業所は、「障害児多機能型事業所」として評価します。

② 事業評価について

事業評価項目は、サービス種別ごとにほとんど違いはありません。ただし、事業所実態に併せて評価を実施できるよう、以下の特徴があります。



③ 利用者調査について

利用者調査については、利用者実態に応じて、調査の手法や質問項目を設定しています。

ア 主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児以外の場合

サービス種別	調査手法	調査対象
児童発達支援センター	共通評価項目による調査 (アンケート方式)	保護者等
児童発達支援事業		
放課後等デイサービス	共通評価項目による調査 (聞き取り方式、アンケート方式)	利用者本人
障害児多機能型事業所	共通評価項目による調査 (聞き取り方式、アンケート方式)	保護者等（児童発達支援） 利用者本人（放課後等デイサービス）

イ 主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児の場合

サービス種別	調査手法	調査対象
児童発達支援センター	場面観察方式+家族アンケート方式	利用者本人（場面観察方式） 家族等（アンケート方式）
医療型児童発達支援センター		
児童発達支援事業		
放課後等デイサービス		
障害児多機能型事業所		

④ 障害児多機能型事業所について

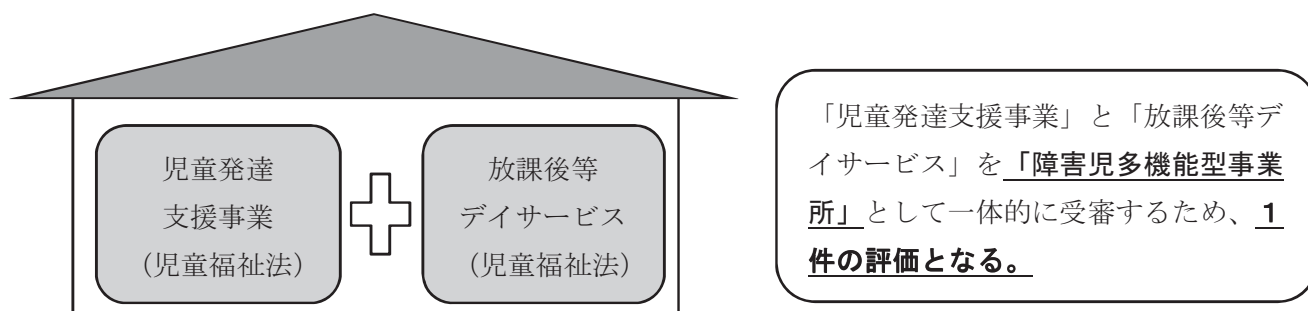
障害児通所支援サービスのうち、複数のサービスを一体的に実施している場合は、障害児多機能型事業所として評価を実施します。

＊ 法令上の「障害児多機能型事業所」は障害者総合支援法に基づく障害者サービスと児童福祉法に基づく障害児サービスを一体的に運営する事業所を指しますが、評価制度上では、第三者評価における障害児通所支援のサービスを2つ以上実施する事業所を指します。

ア 主たる利用者が重症心身障害児及び肢体不自由児以外の場合

児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのうち、複数のサービスを一体的に実施している場合は、障害児多機能型事業所として一体的に評価を実施します。

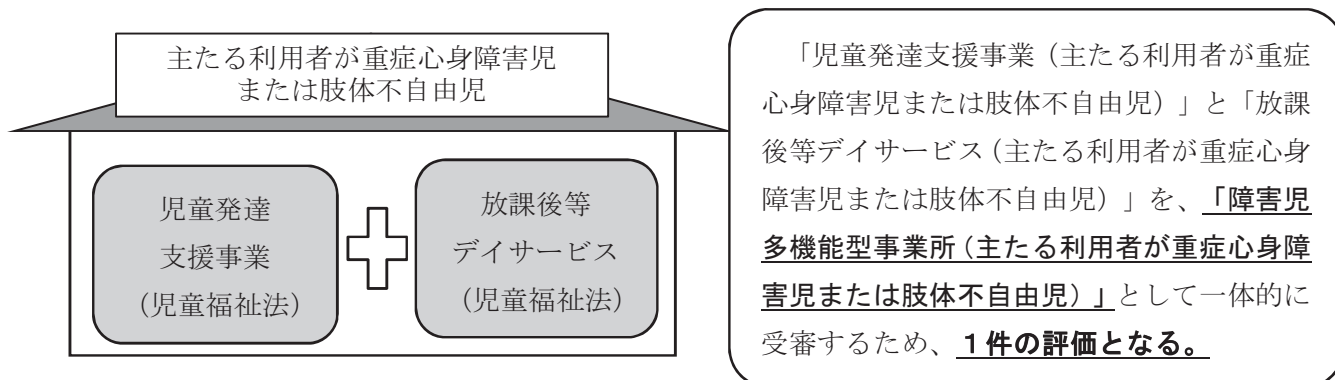
(例)「児童発達支援事業」と「放課後等デイサービス」の場合



イ 主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児の場合

児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）、医療型児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）、児童発達支援事業（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）、放課後等デイサービス（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）のうち、複数のサービスを一体的に実施している場合は、障害児多機能型事業所（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）として一体的に評価を実施します。

(例)「児童発達支援事業（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）」と「放課後等デイサービス（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）」の場合



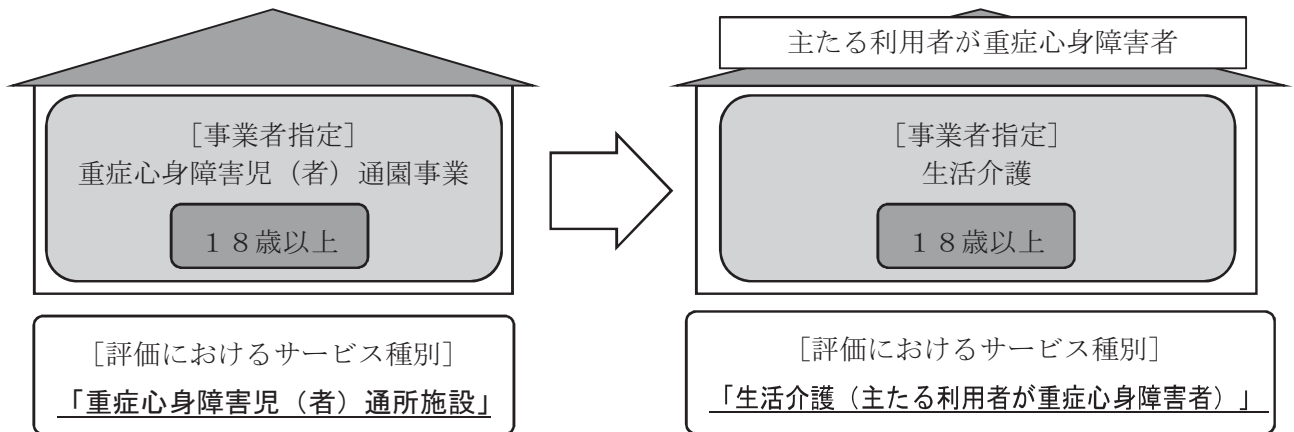
⑤ 生活介護（主たる利用者が重症心身障害者）との一体的評価について

ア 生活介護（主たる利用者が重症心身障害者）とは

平成24年4月1日の時点で、18歳以上利用者のみが在籍していた重症心身障害児（者）通園事業は、生活介護などの障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（以下、「障害者サービス」という。）に移行しました。

これらの施設に関しては、医療的ケアが日常的に必要な重症心身障害者の評価に対応できるよう、平成26年度から生活介護（主たる利用者が重症心身障害児）により評価を実施することとしています。

（例）18歳以上利用者のみが在籍していた重症心身障害児（者）通園事業の場合

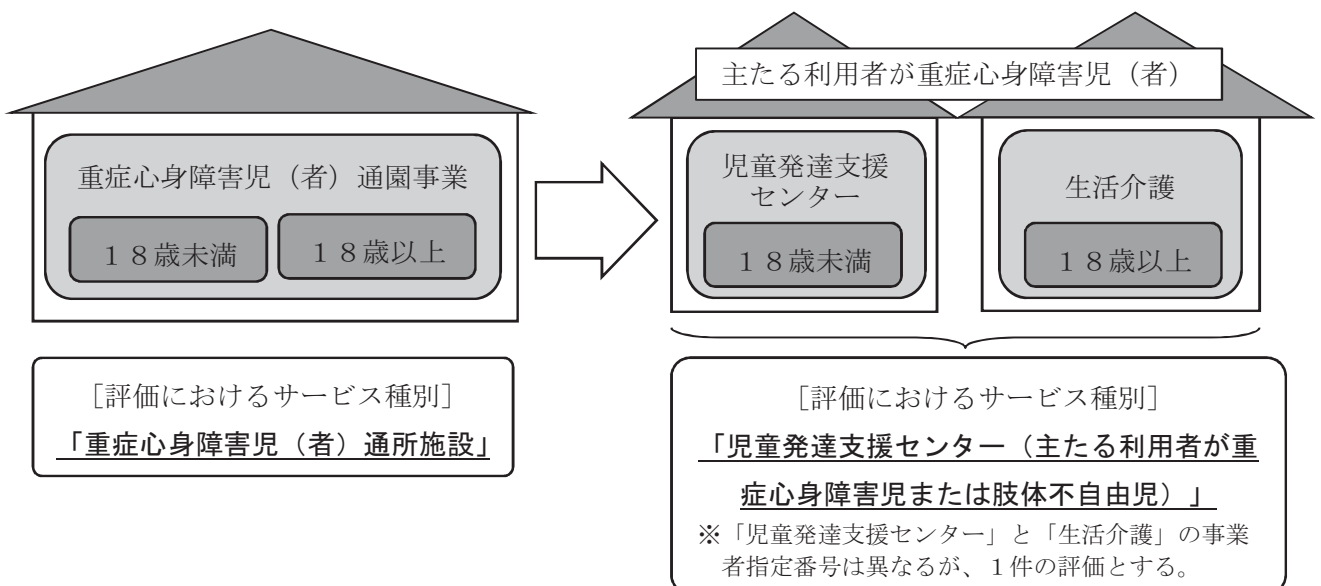


イ 生活介護（主たる利用者が重症心身障害者）との一体的評価について

18歳以上の利用者と18歳未満の利用者が両方在籍していた重症心身障害児（者）通園事業は、平成24年の児童福祉法改正に伴い「児童発達支援センター」等へ移行すると同時に、18歳以上の利用者に対しても継続した支援を行うため、障害者サービスである「生活介護」の事業者指定を受け、児者一貫した支援を行うこととなりました。

この場合の「児童発達支援センター」等と「生活介護」は、支援の実態が変わらないことが想定されるため、「児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児）」として、一体的に評価します。

（例）18歳以上の利用者と18歳未満の利用者が両方在籍していた重症心身障害児（者）通園事業の場合



## 2 多機能型事業所と障害者支援施設の評価手法

### (1) 評価の単位について

多機能型事業所及び障害者支援施設では、複数のサービスを一体的に実施しているため、サービス単位の評価ではなく、事業所単位での評価を行うこととします。

例えば、生活介護と自立訓練（機能訓練）を一体的に実施している事業所は、生活介護と自立訓練（機能訓練）を合わせて一つの評価を実施します。

(例) 多機能型事業所として生活介護と自立訓練（機能訓練）を行っている場合

○ 生活介護または自立訓練（機能訓練）だけ評価を実施して評価結果報告書を提出してもよいか？

⇒不可。実施している全てのサービスについて評価を実施し、評価結果報告書を提出する必要があります。

○ 生活介護と自立訓練（機能訓練）の評価を別々に実施して、別々の評価結果報告書を提出してもよいか？

⇒不可。実施しているサービスについて多機能型事業所として一体的に評価を実施し、一件の評価結果報告書として提出する必要があります。

#### ① 全体の評価講評の考え方

多機能型事業所及び障害者支援施設に関しては、実施しているサービス全てを一体的なものとしてとらえ、事業所単位で全体講評を行います。「特に良いと思われる点」及び「さらなる改善が望まれる点」の数についても、1事業所あたりそれぞれ3つとします。

#### ② 事業者が特に力を入れている取り組みの考え方

全体の評価講評と同様に考えて、「事業者が特に力を入れている取り組み」については、1事業所あたり3つまでとします。

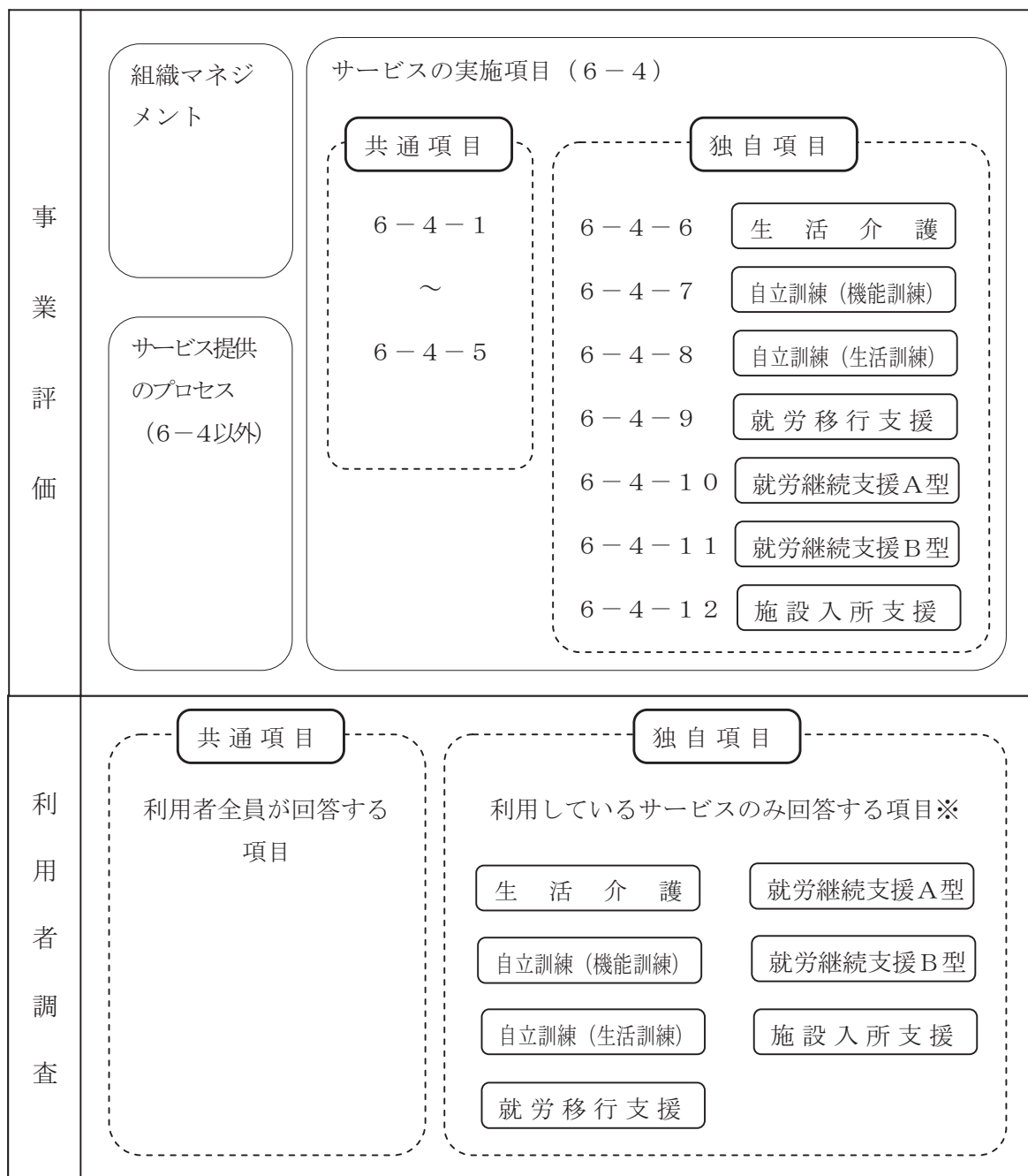
## (2) 共通評価項目の考え方

多機能型事業所及び障害者支援施設の場合、事業所は複数のサービスを組み合わせてサービスを実施しているため、サービスの実施項目を、どのサービスの組み合わせであっても必ず確認する共通の項目（共通項目）と、各サービスの特徴的な部分についてサービスごとに確認する独自の項目（独自項目）の二つに分けました。具体的には、下の図を参照下さい。

なお、利用者調査に関しても、共通項目と独自項目が設定されています。

実際の評価にあたっては、この共通項目と独自項目の組み合わせでできた共通評価項目を用いて事業評価及び利用者調査を行います。

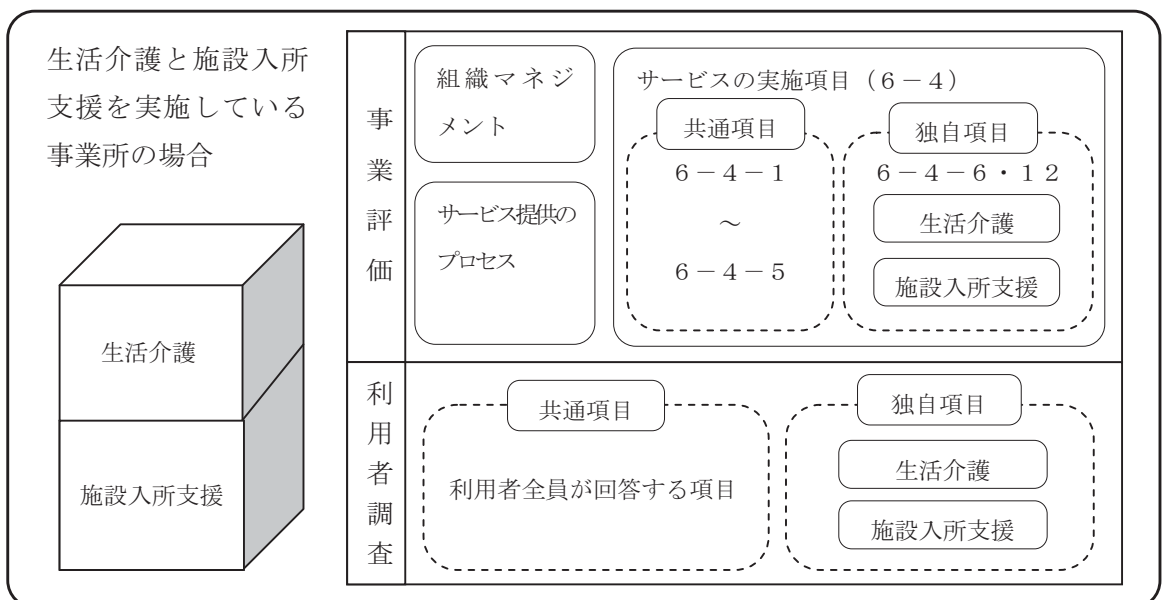
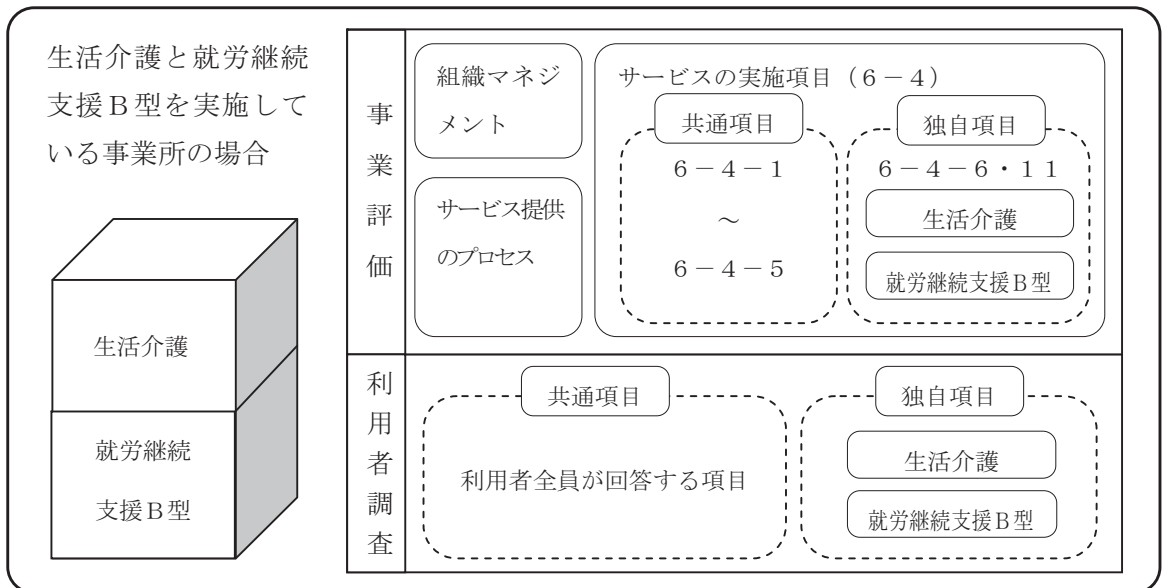
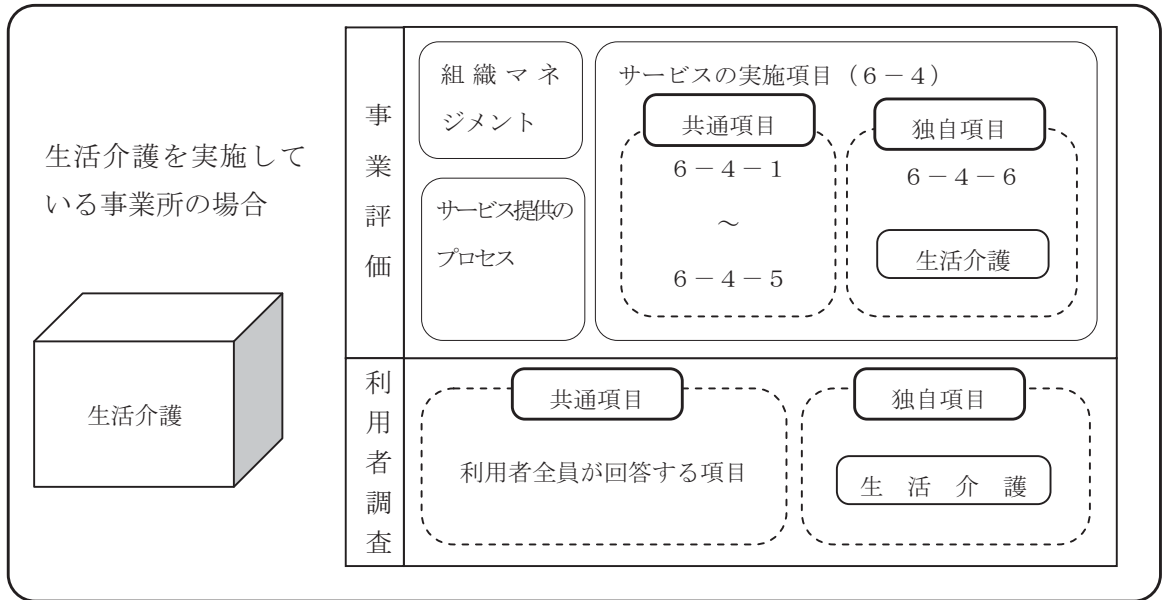
### ○ 多機能型事業所及び障害者支援施設の共通評価項目等の構成



※ 利用者調査の独自項目においては、利用者一人ひとりによって、利用しているサービスが異なりますので、評価の際には注意してください。詳しくは利用者調査ガイドラインを確認してください。



○ 多機能型の共通評価項目の適用例



### (3) 公表画面の見方

障害者総合支援法に基づくサービスが、新たに評価対象福祉サービスに追加されること等により、公表画面を改修します。特に、多機能型事業所と障害者支援施設に関する部分に変更になります。

#### ① 評価結果検索画面

評価結果をサービス名称で検索する画面において、以下のサービスが追加されます。

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練）
- ・自立訓練（生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型
- ・就労継続支援 B 型
- ・多機能型事業所
- ・障害者支援施設

上の選択画面で、

- ・多機能型事業所
- ・障害者支援施設

のどちらかを選択すると、さらに左の図のようなサービス選択画面が表れます。ここで複数のサービスの選択が可能となります。

新しい検索画面では、複数のサービスを選択することが可能となります。複数サービスが選択できることにより、探したい多機能型事業所または障害者支援施設を検索しやすくなります。

(例) 生活介護と自立訓練（機能訓練）を実施している事業所を検索したい

- ・生活介護と自立訓練（機能訓練）のチェックボックスにチェックを入れて、検索ボタンを押す。
- ・生活介護と自立訓練（機能訓練）を含む多機能型事業所の評価結果一覧が表示される。

② 評価結果検索結果一覧画面

1の検索条件の画面で生活介護が指定され、検索された場合、「生活介護を単独で実施している事業所」、「生活介護を含む多機能型事業所」及び「生活介護を含む障害者支援施設」が検索結果一覧に表示されます。

生活介護で検索した状態

◆評価結果一覧◆

◇あなたが検索した条件・結果は以下の通りです◇  
検索サービス: 生活介護

【評価年度の凡例】  
 『利用者調査と事業評価(組織マネジメント項目・サービス評価手法)で実施』  
 『利用者調査とサービス項目を中心とした評価手法』

1/1ページ(全9件中1~9件目)

- \*評価の内容をご覧になりたい場合は事業所名称をクリックしてください。
- \*評価年度のマークをクリックすると、クリックした年度の評価結果が表示されます。
- \*評価機関名称は、最新年度の評価結果のものであります。

事業所名称	所在地	電話番号	評価機関	サービスの種類
新宿光の家	000-0000 東京都新宿区〇〇〇〇	03-0000-0000	特定非営利活動法人NPOネット	多機能型通所施設 (生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型、施設入所支援)
東京りんご園	111-1111 東京都清瀬市■ ■ ■ ■ ■	042-000-0000	特定非営利活動法人東京生活介護	障害者支援施設 (生活介護)
東京りんご園	111-1111 東京都清瀬市■ ■ ■ ■ ■	042-000-0000	特定非営利活動法人東京生活介護	障害者支援施設 (自立訓練(機能訓練))
東京りんご園	111-1111 東京都清瀬市■ ■ ■ ■ ■	042-000-0000	特定非営利活動法人東京生活介護	障害者支援施設 (自立訓練(生活訓練))
東京もも寮	111-1111 東京都清瀬市△ △ △ △	042-111-1111	特定非営利活動法人東京生活介護	障害者支援施設 (施設入所支援)
東京生活介護サービス	222-2222 東京都田無市× × × ×	042-555-5555	特定非営利活動法人福祉サービス	生活介護

1 多機能型事業所や障害者支援施設の場合、サービスの種類欄に複数のサービスが表示されます。

2 多機能型事業所や障害者支援施設の場合、事業所が、便宜的に、サービス毎に事業所名称等を使い分けていることがあります。この場合、1つの事業所の情報を複数行で表示する場合があります。

3 「生活介護」で検索をかけているので、生活介護を単独で実施している事業所も表示されます。これまでの評価対象サービスと変わりなく表示されます。

2 多機能型事業所や障害者支援施設の場合、事業所が、便宜的に、サービス毎に事業所名称等を使い分けていることがあります。この場合、1つの事業所の情報を複数行で表示する場合があります。

事業所名称は、福ナビの事業所名称と連動しています。福ナビの事業所情報において、サービス毎に別々の事業所名称が登録されていると、同じ事業所であっても複数の事業所名称が表示されます。これは、従来の公表画面の表示方法から大きく異なる点の一つです。同じ事業所が、複数で表示されることにより、公表画面を活用する方が混乱しないよう、同一事業所に同じ色をつけて表示しています。

3 「生活介護」で検索をかけているので、生活介護を単独で実施している事業所も表示されます。これまでの評価対象サービスと変わりなく表示されます。

③ 評価結果画面（評価結果ダイジェスト画面）

多機能型事業所及び障害者支援施設の評価結果ダイジェスト画面の上部に、チェックボックスを付加し、表示したいサービスのみ表示できるようにしました。

ダイジェスト画面を開いた時は、チェックボックスにチェックが入っている状態で表示されます。チェックをはずすと、はずしたサービスのサービス独自の項目に関する情報が非表示になります。

なお、ダイジェスト画面だけでなく、詳細画面にもチェックボックスを付加します。例えば、サービス分析結果の詳細画面は以下のようになります。

④ 評価結果比較画面の使い方

評価結果は、同じ年度であり、かつ同じサービスの評価結果を、3つまで比較して表示することができます。この評価結果の比較機能は、多機能型事業所と障害者支援施設の評価結果においても利用可能です。

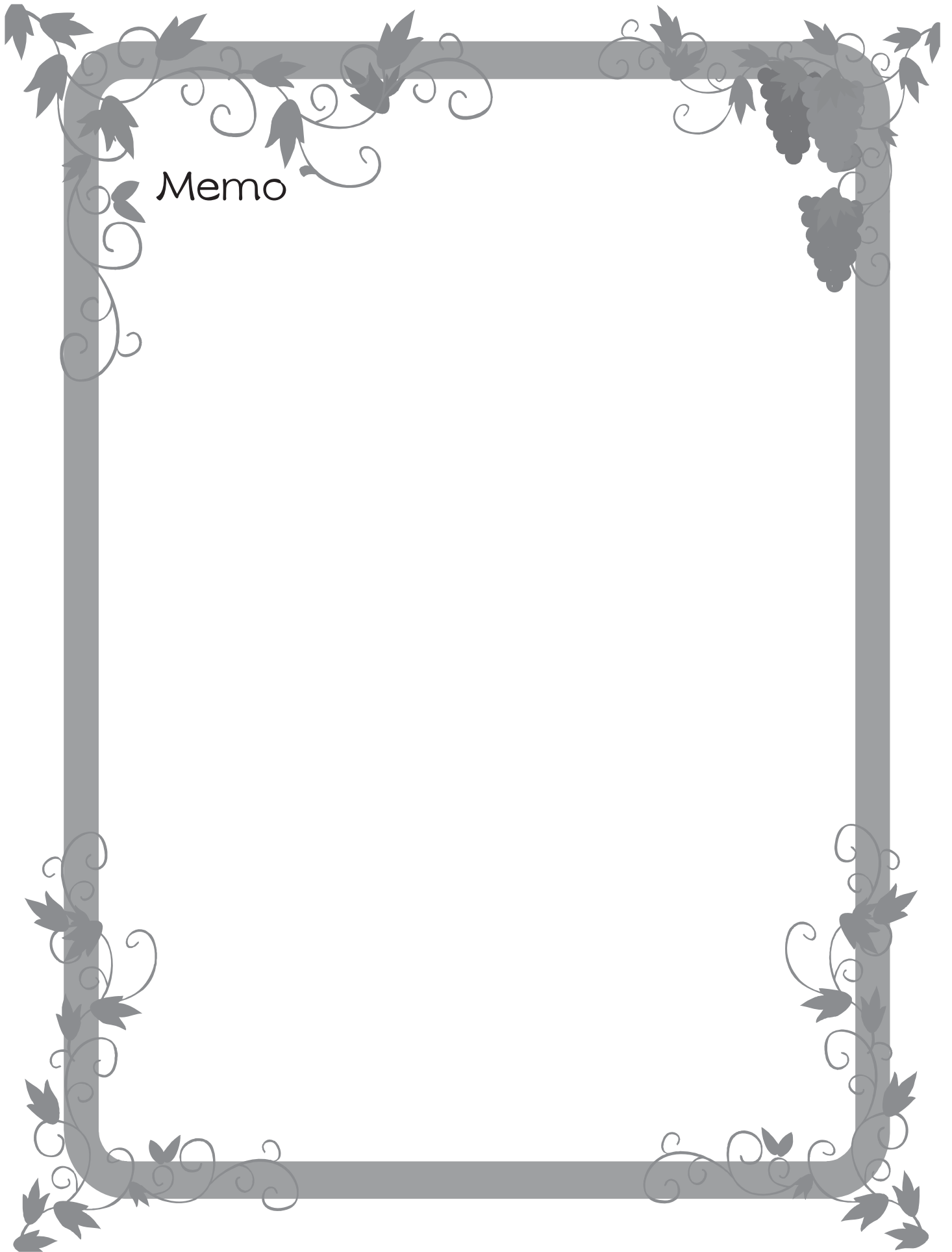
例えば、「生活介護」を実施している事業所の評価結果を比較したい場合は、以下のように「生活介護」を実施している多機能型事業所や障害者支援施設も含めて事業所を選択し、評価結果を比較することができます。

仮に、「生活介護」を実施している以下のような事業所A・B・Cを選択して、比較する場合の、画面イメージは下の図のようになります。

事業所A：生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型、施設入所支援を実施している。  
 事業所B：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、施設入所支援を実施している。  
 事業所C：生活介護のみを実施している。

	A	B	C
<b>リーダーシップと意思決定</b>			
事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている			
事業所が目指していること (理念、基本方針)を明確化・周知している	●●●●	●●●●	●●●●
<b>サービスの実施</b>			
個別の支援計画に基づいて、 利用者の望む自立した生活を 送れるよう…	●●●	●●●	●●●
利用者が地域社会の 一員として生活するための支 援を行っている	●●●●●	●●●●●	●●●●●
【生活介護】 日常生活上の支援や…	●●●●	●●●●	●●●●
【自立訓練(機能)】 利用者が自立した生活を 地域で送ることが…	対象サービスではあ りません。	●●●●	対象サービスではあ りません。
【自立訓練(生活)】 利用者が自立した生活を 地域で送ることが…	対象サービスではあ りません。	●●●●	対象サービスではあ りません。
【就労移行支援】 就労に向けて、必要な 知識の習得や能力…	●●●●●	対象サービスではあ りません。	対象サービスではあ りません。
【就労継続支援B型】 就労の機会の提供や、 知識の習得及び能力…	●●●●●	対象サービスではあ りません。	対象サービスではあ りません。
【施設入所支援】 入所施設において、日常 生活上の支援や…	●●●●	●●●●	対象サービスではあ りません。
<b>プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重</b>			
利用者のプライバシー保護 を徹底している	●●●●	●●●●	●●●●

この場合、事業所により実施しているサービスが異なります。  
 比較の際、実施していないサービスについての評点欄には「対象サービスではありません」を表示します。



Memo